政令

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十九号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第七号及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二百四条中「、通信電気調達官一人」を削る。

第二百七条中「事務（」の下に「需品調達官、武器調達官、艦船調達官、航空機調達官及び」を加え、同条第一号中「誘導武器及び魚雷」を「通信器材、電気器材及び電子計算機」に、「役務」を「役務その他の役務」に改め、同条第二号から第四号まで及び第六号から第九号までの規定中「役務」を「役務その他の役務」に改める。

第二百八条第一号中「及び船舶用機関」を「、船舶用機関」に改め、「含む。）」の下に「、誘導武器及び魚雷」を加える。

第二百九条を次のように改める。

第二百九条　削除

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号を第三十三号とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三防衛装備庁内部部局の項中「通信電気調達官」を削る。

附　則

この政令は、令和四年六月一日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の表に次のように加える。

平成二十七年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けたトリイ通信施設の区域	二年

附　則

この政令は、令和四年六月一日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百一号

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和四年十月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　後藤　茂之

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄